

(別紙)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を
改正する法律案（仮称）の概要

1 制度の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）においては、感染症を一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症に分類した上で、感染症の類型ごとに取り得る措置を規定している。

また、法の第3章においては感染症に関する情報の収集及び公表、第4章においては感染症のまん延の防止のための人に対する措置、第5章においては感染症の予防又はそのまん延の防止のための物に対する措置が規定されている。

2 改正の趣旨

近年、鳥インフルエンザ（H7N9）や中東呼吸器症候群といった新興感染症が世界において発生している。これらの感染症の人での発生状況や致死率等を勘案すると、そのまん延の防止のため、患者の入院等の措置を可能とすることが必要である。

また、近年、病原体の遺伝子解析技術等の飛躍的な進歩に伴い、感染症対策を立案するに当たって、病原体の遺伝子情報、薬剤耐性等の情報の収集・解析が必要不可欠となっている。このため、迅速な危機管理体制の構築が求められる感染症の患者等や動物からの検体採取の措置等を新たに法に位置付ける必要がある。

3 改正の概要

- (1) 中東呼吸器症候群の二類感染症への追加
- (2) 二類感染症に該当する鳥インフルエンザの性質の明確化とその病原体の血清亜型の政令委任
- (3) 三種病原体等に該当する結核菌の範囲の見直し
- (4) 四種病原体等に該当するインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスの血清亜型の政令委任
- (5) 厚生労働省令で定める五類感染症の患者等の検体等の提出を担当させる指定提出機関制度の創設
- (6) 感染症の患者等の検体等の提出等の要請の制度の創設
- (7) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等の検体の採取等の制度の創設
- (8) 保健所長から医療機関等に対する結核登録票に登録されている者が処方された薬剤を確実に服用することの指導その他必要な指導の実施の依頼について規定
- (9) その他所要の改正

4 閣議日

未定

5 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日。ただし、3(3)及び(8)の規定については公布の日から起算して6月を経過した日と、3(5)、(6)及び(7)の規定については平成28年4月1日とする。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案

背景

鳥インフルエンザ（H7N9）について、政令での暫定的な指定感染症への指定を早期に法律で措置するとともに、デング熱など昨今の感染症の発生状況を踏まえ、感染症に対応する体制を一層強化することが必要。

概要

1. 新たな感染症の二類感染症への追加

- 現在、政令により暫定的に二類感染症として扱われている鳥インフルエンザ（H7N9）及び中東呼吸器症候群（MERS）について、二類感染症に位置付ける。

※ 政令に基づく暫定的な指定感染症としての指定は、それぞれ鳥インフルエンザ（H7N9）についてはH27.5.6、中東呼吸器症候群についてはH27.7.26に失効予定。

※ 鳥インフルエンザ（通常は四類感染症）については、遺伝子の変異に迅速に対応できるよう、二類感染症に該当するものの性質を明確化した上で、その範囲は政令に委任することとし、現在法律で規定されているH5N1に加えてH7N9を規定することとする。

2. 感染症に関する情報の収集体制の強化

- 知事（緊急時は厚労大臣）は、全ての感染症の患者等に対し検体の採取等に応じること、また、医療機関等に対し保有する検体を提出すること等を要請できる旨の規定を整備。

※ 上記によっては対応できない場合、知事（緊急時は厚労大臣）は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等から検体の採取等の措置をとることができ旨の規定を整備。

※ 検体検査の質の向上を図るため、知事が入手した検体について、知事による検査の実施、検査基準の策定、厚労大臣から知事に対する提出の要請を規定。

※ 一部の五類感染症について情報の収集体制を強化。（侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんの届出方法の変更、季節性インフルエンザの検体の指定提出機関制度を創設）

(*) その他

- ・ 三種病原体等として管理規制（所持の届出等）が行われる結核菌の範囲を限定。
- ・ 保健所による結核患者に対する直接服薬確認指導について、医療機関等と連携して実施するための規定を整備。

施行期日

1. は公布の日から起算して二月を経過した日（その他の規定はH28.4.1等）